### 平 成 29 年 度

石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

石川県商工労働部労働企画課

### 目 次

### 平成29年度賃金等労働条件実態調査

調		査 票	26
統		計 表	7
	10	非正社員の活用について	6
	9	高年齢者の雇用について	6
	8	介護休業制度及び介護休暇制度	5
	7	子の看護休暇制度	5
	6	育児休業制度	4
	5	所定外労働時間について	4
	4	年間の休日・休暇	4
	3	賃金	3
	2	初 任 給	3
	1	調査・集計対象	3
調	査	結果の概要	
	2	主な用語の説明	2
	1	調査の内容	1

### 平成29年度賃金等労働条件実態調査

### 1 調査の内容

(1) 調査の内容

県内の企業における初任給、休日等の実態を把握し、公表することにより、企業の労務管理、労働者の福祉向上に資する。

(2) 調査の時期

平成 29 年 7 月 31 日現在

(3) 調査の対象

日本産業分類(平成 19 年 11 月改定)による次に掲げる産業のうち、県内に所在する常用労働者 10 人以上を 雇用する 1.400 事業所。

なお、調査対象事業所は平成 28 年の経済センサス-活動調査を参考として、産業別(一部中分類)・規模別・ 地域別に無作為に抽出した。

- ア 鉱業、採石業、砂利採取業
- イ 建設業
- ウ製造業
- エ 電気・ガス・熱供給・水道業
- 才 情報通信業
- カ 運輸業, 郵便業
- キ 卸売業, 小売業
- ク 金融業,保険業
- ケ 不動産業, 物品賃貸業
- コ 学術研究,専門・技術サービス業
- サ 宿泊業,飲食サービス業
- シ 生活関連サービス業、娯楽業〈家事サービス業を除く。〉
- ス 教育,学習支援業
- セ 医療,福祉
- ソ 複合サービス業
- タ サービス業(他に分類されないもの)〈外国公務を除く。〉
- (4) 調査票回収数

賃金等労働条件実態調査 650 事業所(回収率 46.4%)

調査票 別 掲

調查方法 郵送調查

- (5) 調査項目
  - ① 新規学卒者の初任給......平成 29 年の新規学卒者学歴別初任給

中 学 卒

高 校 卒......事務系·生產職別

高 専 · 短 大 卒 ....... 事務系 · 技術職別

大 学 卒......事務系・技術職別

- ② 賃金
- ③ 労働時間、休日·休暇

- ④ 育児休業・子の看護休暇・介護休業・介護休暇制度
- ⑤ 高年齢者雇用
- ⑥ 非正社員の雇用管理

### 2 主な用語の説明

(1) 産業分類

日本標準産業分類によって分類した。

(2) 企業規模

各企業に雇用される常用労働者数により、下記のとおり規模をI~Vに分類した。

I 規模 ...... 10人~29人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅱ規模 ...... 30人~49人までの常用労働者を雇用する企業

Ⅲ規模 ...... 50人~99人までの常用労働者を雁用する企業

Ⅳ規模 ...... 100人~299人までの常用労働者を雇用する企業

V規模 ...... 300人以上の常用労働者を雇用する企業

※ 常用労働者 ...... 期間を定めずに雇用されている労働者

(3) 初任給

平成29年度に採用された新規学卒者で通勤手当を除いた基準内賃金

(4) 賃金

賃金とは、勤続年数に関係なく、現在勤務している者のうち単に特定年齢の人について、基準内賃金から通勤手当を差引いた額をいう。

### (5) 就業形態

就業形態	説明
正 社 員	雇用している労働者のうち特に雇用期間を定めていない者。 なお、パートタイマー及び他企業への出向者は除く。
多様な正社員	正社員と比べ、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されて いる正社員。
非 正 社 員	正社員以外の労働者(契約社員、臨時的雇用者、パートタイマー、出向社員、派遣労働者、その他)をいう。
契 約 社 員	専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用し、雇用期間の定めのある者。
臨 時 的 雇 用 者	・臨時的に又は日々雇用(日雇)している者で、1ヶ月以内の雇用期間の定めのある者。(雇用期間1ヶ月以内のアルバイト含む)
パートタイマー	正社員と1日の所定労働時間、1週の所定労働日数がほぼ同じ者。雇用期間は1ヶ月を超えるか、又は定めのない者で、パートタイマーその他これに類する名称で呼ぶ者。
出 向 社 員	他企業から出向契約に基づき出向してきている者。(出向元に籍を置いているかどうかは問わない)
派遣労働者	労働者派遣法(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律)に基づく派遣元事業所から派遣された者。
そ の 他	上記以外の労働者。

### (6) 統計表の符号について

[・] ...... 該当のないもの [0] ...... 単位未満の数字

### (7) その他

調査対象事業所の抽出については、平成28年の経済センサス-活動調査を参考として無作為に抽出替えを行ったため、前年の数値と比較できない数値もある。

### 調査結果の概要

### 1 調査・集計対象〔第1表、第2表〕

- (1)経済センサスの対象事業所から規模別、業種別、地域別の割合を考慮しながら調査対象事業所を抽出した。
- (2)集計対象調査票回収数は650事業所(回収率46.4%)であった。
- (3)集計の対象となった常用労働者数は、27,850人であった。

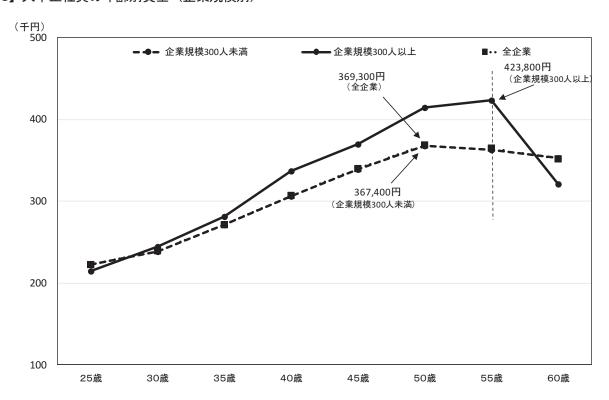
### **2** 初任給〔第3表〕

全産業で見ると、中学校卒業者は 159,100 円、高校卒業者の事務職等は 162,900 円、生産職は 166,400 円、短大・高専卒業者の事務職等は 174,100 円、技術職は 176,800 円、大学卒業者の事務職等は 189,700 円、技術職は 193,700 円となった。生産職、技術職が事務職等を上回る傾向にある。

### **3 賃金** [第4表、第5表、第6表]

50歳~55歳に賃金のピークがある事業所が多い。企業規模別の賃金カーブは図1のとおり。

### 【図1】大卒正社員の年齢別賃金(企業規模別)

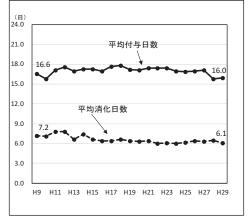


### 4 年間の休日・休暇 [第9表、第10表、第11表、第5図、第6図、第7図]

年間の休日日数は、全産業・全規模の平均で105.4日、年次有給休暇の計画的付与を実施している事業所は25.3%であり、年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均16.0日、消化日数は平均6.1日であった。

- (1) 年間の平均休日日数は、全産業・全規模で 105.4 日であり、休日日数ごとの事業所の割合をみると、「70 日未満」の事業所は全体の 5.9%、「70~79 日」は 2.9%、「80~89 日」は 5.6%、「90~99 日」は 11.6%、「100~109 日」は 31.8%、「110~119 日」は 16.4%、「120 日以上」は 25.8%であった。
- (2) 年次有給休暇の一人あたり付与日数は平均で 16.0 日であり、 年次有給休暇の一人あたり消化日数は平均で 6.1 日であり、ここ 20 年間はほぼ横ばい。(図 2)

【図2】有給休暇の一人あたり平均付与日数 と平均消化日数の推移(H9~H29)



### 5 **所定外労働時間について**〔第12表、第13表、第14表〕

時間外労働に労働協定(36協定)を締結している事業所は88.8%であった。

平成 28 年度において、時間外労働に労働協定(36 協定)を締結している事業所数は、572 事業所(88.8%)となっている。また、特別条項付きの 36 協定を締結している事業所数は、402 事業所(63.3%)となっている。 特別条項付きの 36 協定で定められている 1 ヵ月の特別の延長時間は「 $\sim$ 45 時間」が 48.5%と最も多く、次いで「 $70\sim$ 80 時間」が 22.6%、「 $51\sim$ 60 時間」が 9.9%の順となっている。

### **6 育児休業制度**〔第 15 表、第 16 表、第 17 表、第 18 表〕

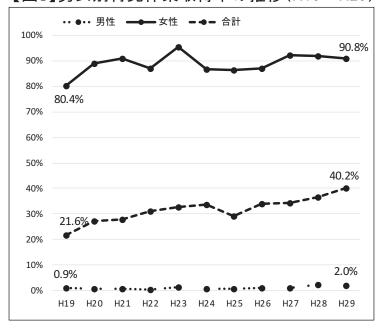
※ 育児休業制度は、労働者の申し出により、子が1歳に達するまでの間休業できる制度(一定の場合には、子が2歳に達するまでの間、取得することができる)

育児休業制度について、86.3%の事業所が就業規則等で規定しており、育児休業の取得率は、女性が90.8%、男性は2.0%となった。また、育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等で規定している事業所は71.9%、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定している事業所は74.1%であった。

育児休業制度を就業規則等で規定しているのは、555 事業所(86.3%)であり、これを企業規模別の割合でみると従業員数 101 人以上は 100%、従業員数 100 人以下は 85.2%であった。

また、集計対象事業所において、平成 28 年度に出産または配偶者が出産した人は 1,244 人、うち育児休業を取得した人は 500 人、取得率は 40.2%である。これを男女別にみると、男性では配偶者が出産した人は 709 人で、そのうち育児休業を開始した人は 14 人、取得率は 2.0%、女性では出産した人が 535 人で、そのうち育児休業を開始した人は 486 人、取得率は 90.8%であった。

### 【図3】男女別育児休業取得率の推移(H19~H29)



さらに、育児を行う者のために設けられている育児休業以外の措置についてみると、育児のための所定外労働の免除を就業規則等で規定しているのは454事業所(71.9%)、育児のための短時間勤務制度を就業規則等で規定しているのは467事業所(74.1%)となった。

育児休業の取得率について、10年前 (平成19年度)と比較すると、女性では 80.4%から90.8%と10.4ポイント上 昇し、全体でも21.6%から40.2%と 18.6ポイント上昇し、男性の取得率も 少しずつだが上昇している。(図3)

### 7 子の看護休暇制度〔第19表、第20表、第21表〕

※ 子の看護休暇制度は、小学校就学前の子を養育する労働者の申し出により、1年に5日まで、病気・けがをした 子の看護のために取得することができる休暇

子の看護休暇制度について、68.8%の事業所が就業規則等で規定している。

子の看護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、438 事業所(68.8%)であり、これを企業規模別の割合でみると従業員数 101 人以上は 91.7%、従業員数 100 人以下は 66.9%であった。

第19表 子の看護休暇制度の導入企業の推移

年度	H27	H28	H29
子の看護休暇制度の導入企業(%)	73.8	68.1	68.8

<sup>※</sup>制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業です。

### 8 介護休業及び介護休暇制度 〔第22表、第23表、第24表、第25表、第26表〕

※ 介護休業制度とは、労働者の申し出により、要介護状態にある対象家族1人につき、常時介護を必要とする状態 ごとに1回休業することができる制度(期間は通算して93日まで)。介護休暇制度とは、要介護状態にある家族の 世話を行うための短期の休暇制度(対象となる家族が1人...年5日、2人以上...年10日)

介護休業制度については79.1%、介護休暇制度については72.7%の事業所が就業規則等で規定している。

(1)介護休業制度を就業規則等で規定しているのは、510事業所(79.1%)であり、これを企業規模別の割合でみると従業員数 101人以上は 98.0%、従業員数 100人以下は 77.5%であった。

さらに、集計対象事業所において、何らかの休業以外の措置を設けている事業所は 422 事業所(66.4%)、最も多く措置されているのは「1日の所定労働時間を短縮する制度」で 363 事業所(57.1%)、次いで「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」が 136 事業所(21.4%)であった。

第22表 介護休業及び介護休暇制度の導入企業

年度	H27	H28	H29
介護休業制度の導入企業(%)	85.4	80.1	79.1
介護休暇制度の導入企業(%)	76.4	72.7	72.7

<sup>※</sup>制度導入企業とは、就業規則等に規定している企業

(2)介護休暇制度を就業規則等で規定しているのは、463 事業所(72.7%)であった。これを企業規模別の割合でみると改正育児・介護休業法により平成24年6月30日以前から制度が義務付けられていた従業員数101人以上は93.9%であるのに対し、平成24年6月30日まで適用が猶予されていた従業員数100人以下は70.9%となっている。

### 9 高年齢者の雇用について [第27表]

高年齢者を雇用している事業所は、全体の 66.9%であり、雇用形態としては「パートタイマー」が最も多い。

平成 28 年度において、高齢者を雇用している事業所数は、433 事業所となっている。また、その雇用形態としては、「パートタイマー」が 254 事業所で最も多く、次いで「正社員」が 130 事業所、「契約社員」が 140 事業所、「その他」が 33 事業所となっている。

### 10 非正社員の活用について〔第28表、第29表、第30表、第31表、第8図〕

非正社員の正社員化については、人材確保の観点から雇用管理のあり方を、今後見直すことを考えている 企業が全体の 49.0%であった。

平成 28 年度において、非正社員を正社員として登用した事業所数は、310 事業所となっている。また、その人数は 1,438 人であり、派遣労働者が 677 人と最も多かった。

非正社員の正社員化について、「派遣労働者」では 47.1%、「契約社員」では 26.1%、「出向社員」では 16.6%、「パートタイマー」では 9.4%、「臨時的雇用者」では 0.8%となっている。

就業形態ごとの活用理由について、正社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が89.4%、多様な正社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が9.4%、契約社員では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が31.5%、臨時的雇用者では「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が14.5%、パートタイマーでは「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が50.6%、出向社員では「基幹的な業務を確実に実施するため」が6.5%、派遣労働者では「仕事(業務量)の繁閑に対応するため」が19.8%、その他では「高齢者の定年後の勤務延長又は再雇用のため」が2.6%とそれぞれ最も高い数値を示した。

統 計 表

### 第1表 集計対象事業所

()は%

			1							()は%
規模	別			I ~Ⅳ(1 0~2 9 9 人)規模						
産業別		全規模	小	計	I		П	III	IV	V規模
生术///		(総数)	10~29	9人	10~29人		30~49人	50~99人	100~299人	300人以上
全産	業	649	6	41	414		118	66	43	8
	//<	( 100.0 )	( 98.	8)	( 63.8	) (	18.2 )	( 10.2 )	( 6.6 )	( 1.2 )
鉱業,採石業	÷ ,	-	-		-		-	-	-	-
砂利採取	業	( - )	( -	)	( -	) (	- )	( - )	( - )	( - )
建設	業	64		64	45		11	2	6	0
	,,,	( 9.9 )	( 9.	9)	( 6.9	) (	1.7 )	( 0.3 )	( 0.9 )	( 0.0 )
製 造	業	134	1	30	77		23	15	15	4
	,,,	( 20.6 )	( 20.	0)	( 11.9	) (	3.5 )	( 2.3 )	( 2.3 )	( 0.6 )
電気・ガス・熱	.供	2		2	1		1	0	0	0
給 ・ 水 道	棄	( 0.3 )	( 0.	3)	( 0.2	) (	0.2 )	( 0.0 )	( 0.0 )	( 0.0 )
情報通信	業	5		5	4		0	1	0	0
		( 0.8 )	( 0.	8)	( 0.6	) (	0.0 )	( 0.2 )	( 0.0 )	( 0.0 )
運輸業,郵便	業	36		35	20		11	2	2	1
		( 5.5 )	( 5.	4)	( 3.1	) (	1.7 )	( 0.3 )	( 0.3 )	( 0.2 )
卸売業,小売	業	142		40	97		24	13	6	2
	- 17	( 21.9 )	( 21	6)	( 14.9	) (	3.7 )	( 2.0 )	( 0.9 )	( 0.3 )
金融業,保険	業	23		23	17		4	2	0	0
· 100-1216 ) FIT DA		( 3.5 )	( 3	5)	( 2.6	) (	0.6 )	( 0.3 )	( 0.0 )	( 0.0 )
不動産業,物品	賃	7		7	7		0	0	0	0
貸 —————	業	( 1.1 )	( 1.	1)	( 1.1	) (	0.0 )	( 0.0 )	( 0.0 )	( 0.0 )
学術研究, 専門	سد	17		17	13		2	2	0	0
技術サービス	業	( 2.6 )	( 2.	6)	( 2.0	) (	0.3 )	( 0.3 )	( 0.0 )	( 0.0 )
宿泊業、飲食サ	F	41		41	27		5	8	1	0
ビ ス	業	( 6.3 )	( 6.	3)	( 4.2	) (	0.8 )	( 1.2 )	( 0.2 )	( 0.0 )
生活関連サービ		18		18	14		3	1	0	0
業 , 娯楽	業	( 2.8 )	( 2.	8)	( 2.2	) (	0.5 )	( 0.2 )	( 0.0 )	( 0.0 )
教育,学習支援	登業:	16		16	10		2	1	3	0
	- / 1~	( 2.5 )	( 2.	5)	( 1.5	) (	0.3 )	( 0.2 )	( 0.5 )	( 0.0 )
医療, 福	祉	98		97	49		26	15	7	1
/// , 四	1-44-	( 15.1 )	( 14.	9)	( 7.6	) (	4.0 )	( 2.3 )	( 1.1 )	( 0.2 )
複合サービス事	業	9		9	9		0	0	0	0
	~	( 1.4 )	( 1.	4 )	( 1.4	) (	0.0 )	( 0.0 )	( 0.0 )	( 0.0 )
サービス業(他に		37		37	24		6	4	3	0
類されないも	の)	( 0.1 /		7)	( 3.7	) (	0.9 )	( 0.6 )	( 0.5 )	( 0.0 )
NAC TITLE NO. 2. PRO LA	-t 2	アルマたみ	1. f 1 = A	i ≓□ σ	はおいるかし	2	of 4.24 A DI	. 1. 1.		

<sup>※</sup>端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第2表 集計対象労働者

()は%

							()は%	
規模別			I ~Ⅳ(1 0~2 9 9 人)規模					
	全規模	小 計	I	П	Ш	IV	V規模	
産業別	(総数)	10~299人	10~29人	30~49人	50~99人	100~299人	300人以上	
全 産 業	27,850	22,712	6,159	4,516	4,856	7,181	5,138	
主	( 100.0 )	( 81.6 )	( 22.1 )	( 16.2 )	( 17.4 )	( 25.8 )	( 18.4 )	
鉱業,採石業,	-	-	-	-	-	-	-	
砂利採取業	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	( - )	
建設業	2,197	2,197	729	421	152	895	0	
足 以 未	( 7.9 )	( 7.9 )	( 2.6 )	( 1.5 )	( 0.5 )	( 3.2 )	( 0.0 )	
製 造 業	8,206	5,739	1,217	872	1,154	2,496	2,467	
	( 29.5 )	( 20.6 )	( 4.4 )	( 3.1 )	( 4.1 )	( 9.0 )	( 8.9 )	
電気・ガス・熱供		64	26	38	0	0	0	
給 ・ 水 道 業	( 0.2 )	( 0.2 )	( 0.1 )	( 0.1 )	( 0.0 )	( 0.0 )	( 0.0 )	
情報通信業	114	114	63	0	51	0	0	
	( 0.4 )	( 0.4 )	( 0.2 )	( 0.0 )	( 0.2 )	( 0.0 )	( 0.0 )	
運輸業,郵便業	1,488	1,152	301	408	169	274	336	
产 删 未 , 却 及 未	( 5.3 )	( 4.1 )	( 1.1 )	( 1.5 )	( 0.6 )	( 1.0 )	( 1.2 )	
卸売業,小売業	6,094	4,561	1,365	933	1,012	1,251	1,533	
	( 21.9 )	( 16.4 )	( 4.9 )	( 3.4 )	( 3.6 )	( 4.5 )	( 5.5 )	
金融業,保険業	533	533	238	142	153	0	0	
亚麻木, 水水木	( 1.9 )	( 1.9 )	( 0.9 )	( 0.5 )	( 0.5 )	( 0.0 )	( 0.0 )	
不動産業,物品賃		94	94	0	0	0	0	
貸業	( 0.3 )	( 0.3 )	( 0.3 )	( 0.0 )	( 0.0 )	( 0.0 )	( 0.0 )	
学術研究, 専門・	411	411	195	69	147	0	0	
技術サービス業	( 1.5 )	( 1.5 )	( 0.7 )	( 0.2 )	( 0.5 )	( 0.0 )	( 0.0 )	
宿泊業,飲食サー	1,223	1,223	331	199	585	108	0	
ビ ス 業	( 4.4 )	( 4.4 )	( 1.2 )	( 0.7 )	( 2.1 )	( 0.4 )	( 0.0 )	
生活関連サービス	339	339	167	120	52	0	0	
業 , 娯楽業	( 1.2 )	( 1.2 )	( 0.6 )	( 0.4 )	( 0.2 )	( 0.0 )	( 0.0 )	
教育, 学習支援業	836	836	165	82	89	500	0	
。	( 3.0 )	( 3.0 )	( 0.6 )	( 0.3 )	( 0.3 )	( 1.8 )	( 0.0 )	
医療, 福祉	4,771	3,969	796	990	1,009	1,174	802	
, in iii.		( 14.3 )	( 2.9 )	( 3.6 )	( 3.6 )	( 4.2 )	( 2.9 )	
複合サービス事業	133	133	133	0	0	0	0	
	( 0.5 )	( 0.5 )	( 0.5 )	( 0.0 )	( 0.0 )	( 0.0 )	( 0.0 )	
サービス業(他に分	1,347	1,347	339	242	283	483	0	
類されないもの)	( 1.0 /	( 4.8 )	( 1.2 )			( 1.7 )	( 0.0 )	
※ 端数を加換五入〕	ているため	合計と内部の	(値が一致1)か	い場合があり	. 1. 1.	·		

<sup>※</sup>端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第3表 学歴・職種の初任給(産業別・全規模)

		高 枢	交 卒
学歷別 産業別	中学校卒	管 理 職 事 務 職 販 売 職	生産職
全 産 業	159,100	162,900	166,400
鉱業,採石業,砂利採取業	-	-	-
建 設 業	170,800	175,600	177,600
製 造 業	152,900	164,800	165,900
卸 売 業 , 小 売 業	161,200	163,900	164,500
金融業,保険業	-	148,100	153,000
運 輸 業 , 郵 便 業	175,500	167,500	174,400
電気・ガス・熱供給・水道業	-	168,000	168,000
情 報 通 信 業	-	160,000	-
不動産業,物品賃貸業	150,000	164,700	165,000
学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	151,800	158,100	163,400
宿泊業、飲食サービス業	160,300	166,000	168,700
生活関連サービス業、娯楽業	176,500	177,900	170,000
教 育 , 学 習 支 援 業	144,400	151,900	155,100
医療,福祉	146,000	149,100	152,600
複合サービス事業	-	150,500	146,900
サ ー ビ ス 業(他に分類されないもの)	163,500	168,300	169,300

短大・高	専 卒	大 学	全 卒
管 理 職 事 務 職 販 売 職	技術職	管 理 職 事 務 職 販 売 職	技術職
174,100	176,800	189,700	193,700
-	-	-	-
190,200	192,000	205,100	206,100
178,100	179,200	193,700	194,800
176,400	175,300	193,700	203,800
158,200	-	187,700	-
183,600	181,700	200,800	190,800
172,000	-	198,000	198,000
163,700	163,500	192,200	162,500
185,800	180,000	197,200	187,000
169,800	174,600	185,600	191,300
179,800	177,200	188,400	180,800
183,800	182,400	200,300	190,700
169,400	160,600	179,000	188,700
157,700	165,900	166,100	181,100
160,800	158,700	174,200	173,800
180,200	176,700	196,600	195,400

学歴・職種・男女別ポイント賃金 第4表 全産業・全規模

学 歴 別	中 学	校卒		高	交 卒		
男女別	男 性	女 性	管 理 事 彩 販 <i>寻</i>	务 職	生産職		
年齢別 (歳)	(77)	(m)	男性	女 性	男性	女 性	
25	240,500	150,000	198,200	183,500	206,400	170,400	
30	242,100	185,500	238,900	199,300	228,900	193,900	
35	249,600	181,200	269,400	204,400	252,700	194,800	
40	294,000	185,200	275,500	206,600	275,700	204,300	
45	328,800	212,700	303,300	230,300	281,300	221,400	
50	282,500	245,200	331,900	226,700	311,400	251,400	
55	299,000	161,600	350,600	252,600	295,600	208,700	
60	252,700	-	323,100	245,100	263,800	177,600	

### 第5表 全産業・I~IV規模(10人~299人)

25	240,500	150,000	198,100	182,300	208,200	168,600
30	245,800	185,500	238,900	197,900	229,700	191,700
35	250,400	181,200	271,600	205,700	253,500	191,800
40	296,700	185,200	274,900	207,400	276,500	200,800
45	333,700	183,500	301,000	227,400	281,500	216,800
50	280,900	245,200	333,700	227,500	311,600	250,500
55	301,500	161,600	347,100	249,900	293,700	203,000
60	253,100	-	324,100	245,100	263,100	177,600

### 第6表 全産業・V規模(300人以上)

25	-	-	200,100	229,800	185,600	188,500
30	212,000	-	239,900	222,400	214,500	218,600
35	242,300	-	199,000	164,300	235,600	233,700
40	261,300	-	283,800	172,100	260,800	242,600
45	284,400	300,300	343,100	254,000	278,100	256,500
50	293,600	-	289,200	181,400	306,500	271,200
55	276,600	-	393,600	309,900	332,100	271,800
60	247,100	-	280,000	-	289,700	-

<sup>※「</sup>一」は、データが全くなかったものです。

	短 大 ・	高 専 卒			大	学 卒		
管 事 彩 販	<b>務</b> 職	技術	<b>予職</b>	管 事 販 売	ち 職	技術職		
男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
190,700	182,900	199,900	203,300	215,000	195,200	265,900	218,800	
214,400	208,100	225,100	213,500	242,300	219,200	245,300	243,700	
256,000	218,100	249,500	225,200	277,500	242,800	276,100	276,500	
289,700	229,300	265,900	242,900	322,900	257,800	298,800	332,000	
314,300	237,000	321,400	259,700	360,600	273,000	339,800	320,900	
322,400	278,000	318,800	281,100	391,000	270,100	378,700	290,600	
348,900	252,500	310,400	281,500	387,200	300,300	360,300	338,700	
339,800	255,600	319,000	255,100	369,200	290,400	339,300	373,100	
190,700	182,900	198,700	201,700	215,400	193,200	268,100	218,200	
214,200	208,100	222,700	211,400	242,300	218,700	244,700	242,400	
253,300	217,400	248,200	222,100	276,700	243,800	273,400	281,000	
288,200	229,500	263,100	239,300	321,600	257,800	298,300	333,300	
314,000	234,800	320,700	256,900	360,600	273,000	338,000	320,900	
318,200	278,000	318,800	277,700	391,000	270,100	374,900	290,600	
348,900	252,500	310,400	277,400	386,900	300,300	355,200	338,700	
339,000	255,600	305,900	255,100	215,400	193,200	242,300	218,700	
190,300	-	232,700	241,500	206,800	216,000	221,800	229,400	
218,600	-	253,500	258,400	242,300	226,800	259,700	259,100	
304,500	235,300	262,800	276,000	300,800	229,300	313,500	231,400	
349,400	226,500	295,900	317,100	347,500	-	317,200	314,900	
324,200	291,300	347,300	310,000	361,700	-	385,200	-	
385,900	-	-	334,400	390,900	-	510,000	-	
-		-	339,100	391,900	-	551,600	-	
354,600	-	489,000	-	278,900	-	-	405,700	

### 第7表 産業別週休2日制の実施状況

	制度別										週休	2 日		制を
		1	合計						:	完全			3回	
産業別			ш г.			,	小計	-			- 制		木2日	
全産業	(事業所)	635	(	100	)	580	(	91.3 )	248		39.1 )	53		8.3 )
	(適用労働者)	26,536		100		23,808		89.7)	11,771		44.4 )	2,231		8.4 )
鉱業、採石業、砂利採取業	(事業所)	-	(	-	)	-	(	- )	-	(	- )	-	(	- )
	(適用労働者)	-	(		)	-	(	- )	-	(	- )	-	(	- )
建設業	(事業所)	63	(	100	)	58		92.1)	10	(	15.9)	2		3.2)
	(適用労働者)	2,174			)	2,057		94.6)	774		35.6)	123		5.7)
製造業	(事業所)	133		100		129		97.0 )	44		33.1 )	19		14.3 )
	(適用労働者)	8,187		100		7,937		96.9 )	5,034		61.5 )	625		7.6 )
繊維関係	(事業所)	21		100		20		95.2 )		(	14.3)	2		9.5 )
	(適用労働者)	1,134	(	100	)	1,054	(	92.9 )	530	(	46.7)	68	(	6.0 )
機械金属・電気電子関係	(事業所)	62		100		60		96.8)	24		38.7)	15		24.2 )
	(適用労働者)	4,426		100		4,324		97.7)	3,153		71.2 )	462		10.4)
その他	(事業所)	50		100		49		98.0 )	17		34.0)	2		4.0 )
- 1,0	(適用労働者)	2,627		100		2,559		97.4 )	1,351		51.4 )	95		3.6)
電気・ガス・熱供給・水道業	(事業所)	2		100		2		100.0)		(	0.0 )		(	0.0)
	(適用労働者)	64	(	100	)	64	(	100.0)	-	(	0.0 )	-	(	0.0)
情報通信業	(事業所)	5	(	100	)	4	(	80.0)	3	(	60.0 )		(	0.0 )
	(適用労働者)	114	(	100	)	63	(	55.3 )	52	(	45.6 )	-	(	0.0 )
運輸業,郵便業	(事業所)	35	(	100	)	30	(	85.7)	12	(	34.3)	1	(	2.9)
	(適用労働者)	1,472	(	100	)	1,239	(	84.2 )	478	(	32.5)	15	(	1.0 )
卸売業,小売業	(事業所)	136	(	100	)	121	(	89.0 )	47	(	34.6)	13	(	9.6 )
	(適用労働者)	4,931	(	100	)	4,097	(	83.1 )	1,319	(	26.7)	922	(	18.7)
金融業,保険業	(事業所)	23	(	100	)	23	(	100.0)	23	(	100.0)		(	0.0)
	(適用労働者)	533	(	100	)	533	(	100.0 )	533	(	100.0 )	-	(	0.0)
不動産業,物品賃貸業	(事業所)	7	(	100	)	7	(	100.0)	1	(	14.3)	-	(	0.0 )
	(適用労働者)	94	(	100	)	94	(	100.0)	23	(	24.5)	-	(	0.0 )
学術研究,専門・技術サービス業	(事業所)	17	(	100	)	16	(	94.1 )	8	(	47.1 )	2	(	11.8)
	(適用労働者)	411	(	100	)	397	(	96.6 )	256	(	62.3 )	53	(	12.9)
宿泊業、飲食サービス業	(事業所)	39	(	100	)	34	(	87.2 )	15	(	38.5)	3	(	7.7)
	(適用労働者)	1,159	(	100	)	1,073	(	92.6 )	483	(	41.7)	56	(	4.8)
生活関連サービス業,娯楽業	(事業所)	17	(	100	)	15	(	88.2 )	6	(	35.3 )	2	(	11.8)
!	(適用労働者)	337	(	100	)	296	(	87.8 )	89	(	26.4)	29	(	8.6 )
教育,学習支援業	(事業所)	16	(	100	)	16	(	100.0)	6	(	37.5 )	2	(	12.5)
!	(適用労働者)	836	(	100	)	836	(	100.0)	459	(	54.9)	151	(	18.1)
医療,福祉	(事業所)	97	(	100	)	87	(	89.7)	50	(	51.5)	6	(	6.2)
	(適用労働者)	4,756	(	100	)	4,035	(	84.8 )	1,643	(	34.5)	211	(	4.4 )
複合サービス事業	(事業所)	9	(	100	)	9	(	100.0)	3	(	33.3 )	1	(	11.1 )
!	(適用労働者)	133	(	100	)	133	(	100.0)	40	(	30.1)	20	(	15.0)
サービス業(他に分類されないもの)	(事業所)	36	(	100	)	29	(	80.6)	20	(	55.6)	2	(	5.6)
'	(適用労働者)	1,335	(	100	)	954	(	71.5 )	588	(	44.0 )	26	(	1.9)

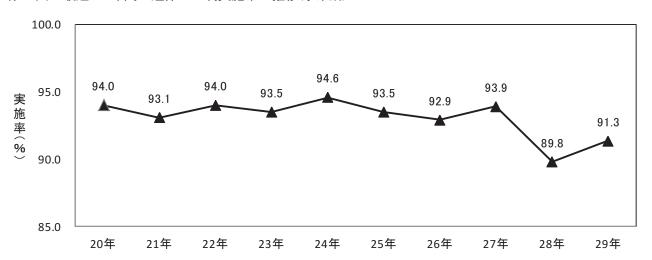
						( ) は%
実 施						
隔週	月 2回	月1回	その他	1週1日休み 又は	1週に1日半休み	その他
週休2日制	週休2日制	週休2日制	週休2日制	4週4日休み		
86 ( 13.5)	69 ( 10.9)	8 ( 1.3 )	116 ( 18.3)	18 ( 2.8 )	13 ( 2.0 )	24 ( 3.8)
2,439 ( 9.2)	1,680 ( 6.3)	102 ( 0.4 )	5,585 ( 21.0)	779 ( 2.9 )	721 ( 2.7 )	1,228 ( 4.6)
. ( . )	- ( - )	. ( . )	- ( - )	- ( - )	. ( . )	- ( - )
- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )	- ( - )
17 ( 27.0)	23 ( 36.5)	2 ( 3.2 )	4 ( 6.3)	3 ( 4.8 )	- ( 0.0 )	2 ( 3.2)
448 ( 20.6)	628 ( 28.9)	31 ( 1.4 )	53 ( 2.4)	77 ( 3.5 )	- ( 0.0 )	40 ( 1.8)
17 ( 12.8)	17 ( 12.8)	1 ( 0.8 )	31 ( 23.3)	- ( 0.0 )	1 ( 0.8 )	3 ( 2.3)
426 ( 5.2)	325 ( 4.0)	24 ( 0.3 )	1,503 ( 18.4 )	- ( 0.0 )	21 ( 0.3 )	229 ( 2.8)
4 ( 19.0)	5 ( 23.8)	- ( 0.0 )	6 ( 28.6)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 4.8)
89 ( 7.8)	83 ( 7.3)	- ( 0.0 )	284 ( 25.0)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	80 ( 7.1)
7 ( 11.3)	2 ( 3.2)	- ( 0.0 )	12 ( 19.4)	- ( 0.0 )	1 ( 1.6 )	1 ( 1.6)
212 ( 4.8)	24 ( 0.5)	- ( 0.0 )	473 ( 10.7)	- ( 0.0 )	21 ( 0.5 )	81 ( 1.8)
6 ( 12.0)	10 ( 20.0)	1 ( 2.0 )	13 ( 26.0)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 2.0)
125 ( 4.8)	218 ( 8.3)	24 ( 0.9 )	746 ( 28.4)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	68 ( 2.6)
1 ( 50.0)	1 ( 50.0)	· ( 0.0 )	- ( 0.0)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	· ( 0.0)
38 ( 59.4)	26 ( 40.6)	- ( 0.0 )	- ( 0.0)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
- ( 0.0)	- ( 0.0)	- ( 0.0 )	1 ( 20.0)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	1 ( 20.0)
- ( 0.0)	- ( 0.0)	- ( 0.0 )	11 ( 9.6)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	51 ( 44.7)
8 ( 22.9)	2 ( 5.7)	1 ( 2.9 )	6 ( 17.1)	2 ( 5.7 )	- ( 0.0 )	3 ( 8.6)
481 ( 32.7)	82 ( 5.6)	15 ( 1.0 )	168 ( 11.4)	43 ( 2.9 )	- ( 0.0 )	190 ( 12.9)
22 ( 16.2)	11 ( 8.1)	1 ( 0.7 )	27 ( 19.9)	4 ( 2.9 )	3 ( 2.2 )	8 ( 5.9)
561 ( 11.4)	233 ( 4.7)	2 ( 0.0 )	1,060 ( 21.5)	329 ( 6.7 )	274 ( 5.6 )	231 ( 4.7)
- ( 0.0)	- ( 0.0)	- ( 0.0 )	- ( 0.0)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
- ( 0.0)	- ( 0.0)	- ( 0.0 )	- ( 0.0)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
2 ( 28.6)	1 ( 14.3)	- ( 0.0 )	3 ( 42.9)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
20 ( 21.3)	16 ( 17.0)	- ( 0.0 )	35 ( 37.2)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
3 ( 17.6)	3 ( 17.6)	- ( 0.0 )	- ( 0.0)	1 ( 5.9 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
36 ( 8.8)	52 ( 12.7)	- ( 0.0 )	- ( 0.0)	14 ( 3.4 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
3 ( 7.7)	- ( 0.0)	2 ( 5.1 )	11 ( 28.2)	1 ( 2.6 )	4 ( 10.3 )	- ( 0.0)
99 ( 8.5)	- ( 0.0)	17 ( 1.5 )	418 ( 36.1)	15 ( 1.3 )	71 ( 6.1 )	- ( 0.0)
- ( 0.0)	1 ( 5.9)	- ( 0.0 )	6 ( 35.3)	1 ( 5.9 )	- ( 0.0 )	1 ( 5.9)
- ( 0.0)	5 ( 1.5)	- ( 0.0 )	173 ( 51.3)	11 ( 3.3 )	- ( 0.0 )	30 ( 8.9)
2 ( 12.5)	3 ( 18.8)	- ( 0.0 )	3 ( 18.8)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
25 ( 3.0)	111 ( 13.3)	- ( 0.0 )	90 ( 10.8)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
9 ( 9.3)	3 ( 3.1)	1 ( 1.0 )	18 ( 18.6)	3 ( 3.1 )	2 ( 2.1 )	5 ( 5.2)
248 ( 5.2)	69 ( 1.5 )	13 ( 0.3 )	1,851 ( 38.9)	68 ( 1.4 )	253 ( 5.3 )	400 ( 8.4)
- ( 0.0)	1 ( 11.1)	- ( 0.0 )	4 ( 44.4)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
- ( 0.0)	16 ( 12.0 )	- ( 0.0 )	57 ( 42.9)	- ( 0.0 )	- ( 0.0 )	- ( 0.0)
2 ( 5.6)	3 ( 8.3)	- ( 0.0 )	2 ( 5.6)	3 ( 8.3 )	3 ( 8.3 )	1 ( 2.8)
57 ( 4.3)	117 ( 8.8)	- ( 0.0 )	166 ( 12.4 )	222 ( 16.6 )	102 ( 7.6 )	57 ( 4.3)

※割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

第8表 企業規模別週休2日制の実施状況

-												( ) は%
	制度別	∆ ±L		過		日制を	実 施	B 1 G	2- 00 like	1週1日休み	1週に1日	7- 10 lik
規模別		合計	小計	完全 週休2日制	月3回 週休2日制	隔週 週休2日制	月2回 週休2日制	月1回 週休2日制	その他 週休2日制	又は 4週4日休み	半休み	その他
全規模	(事業所)	635 ( 100 )	580 ( 91.3)	248 ( 39.1)	53 ( 8.3)	86 ( 13.5 )	69 ( 10,9)	8 ( 1.3)	116 ( 18.3)	18 ( 2.8)	13 ( 2.0)	24 ( 3,8)
<b></b>	(適用労働者)	26,536 ( 100 )	23,808 ( 89.7)	11,771 ( 44.4)	2,231 ( 8.4)	2,439 ( 9.2)	1,680 ( 6.3)	102 ( 0.4)	5,585 ( 21.0)	779( 2.9)	721 ( 2.7)	1,228 ( 4.6)
Ⅰ 10~29人	(事業所)	404 ( 100 )	376 ( 93.1)	154 ( 38.1 )	33 ( 8.2)	61 ( 15.1 )	55 ( 13.6)	8 ( 2.0)	65 ( 16.1)	11 ( 2.7)	9 ( 2.2)	8 ( 2.0 )
25 25/0	(適用労働者)	6,034 ( 100 )	5,647 ( 93.6)	2,258 ( 37.4)	556 ( 9.2)	967 ( 16.0 )	808 ( 13.4)	102 ( 1.7)	956 ( 15.8)	158 ( 2.6)	112 ( 1.9)	117 ( 1.9)
Ⅱ 30~49人	(事業所)	116 ( 100 )	105 ( 90.5)	43 ( 37.1)	10 ( 8.6)	18 ( 15.5 )	10 ( 8.6)	- ( 0.0)	24 ( 20.7)	5 ( 4.3)	1 ( 0.9)	5 ( 4.3 )
	(適用労働者)	4,449 ( 100 )	4,041 ( 90.8)	1,677 ( 37.7)	390 ( 8.8)	658 ( 14.8)	388 ( 8.7)	- ( 0.0)	928 ( 20.9)	170 ( 3.8)	45 ( 1.0)	193 ( 4.3)
Ⅲ 50~99人	(事業所)	65 ( 100 )	55 ( 84.6)	26 ( 40.0)	8 ( 12.3)	4 ( 6.2)	2 ( 3.1)	- ( 0.0)	15 ( 23.1)	- ( 0.0)	1 ( 1.5)	9 ( 13.8)
M 00 55%	(適用労働者)	4,796 ( 100 )	4,084 ( 85.2)	1,906 ( 39.7)	686 ( 14.3)	227 ( 4.7)	172 ( 3.6)	- ( 0.0)	1,093 ( 22.8)	- ( 0.0)	70 ( 1.5)	642 ( 13.4 )
IV 100~299人	(事業所)	43 ( 100 )	37 ( 86.0)	21 ( 48.8)	1 ( 2.3)	2 ( 4.7)	2 ( 4.7)	- ( 0.0)	11 ( 25.6)	2 ( 4.7)	2 ( 4.7)	2 ( 4.7)
	(適用労働者)	7,181 ( 100 )	5,960 ( 83.0)	3,463 ( 48.2)	128 ( 1.8)	251 ( 3.5)	312 ( 4.3)	- ( 0.0)	1,806 ( 25.1)	451 ( 6.3)	494 ( 6.9)	276 ( 3.8)
V 300人以上	(事業所)	7 ( 100 )	7 ( 100)	4 ( 57.1)	1 ( 14.8)	1 ( 14.3)	- ( 0.0)	- ( 0.0)	1 ( 14.3)	- ( 0.0)	- ( 0.0)	- ( 0.0 )
. 555753.1	(適用労働者)	4,076 ( 100 )	4,076 ( 100)	2,467 ( 60.5)	471 ( 11.6)	336 ( 8.2)	- ( 0.0)	- ( 0.0)	802 ( 19.7)	- ( 0.0)	- ( 0.0)	- ( 0.0)

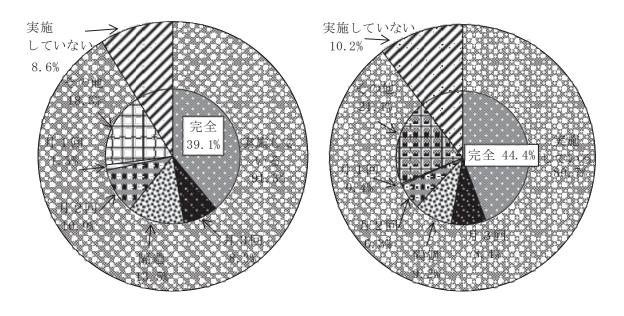
### 第1図 最近10年間の週休2日制実施率の推移(事業所)



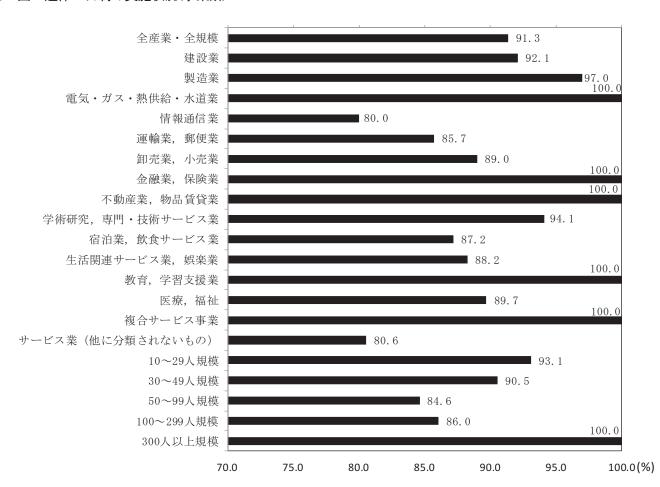
※割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

### 第2図 週休2日制の実施状況(事業所)

### 第3図 週休2日制の実施状況(適用労働者)



第4図 週休2日制の実施状況(事業所)



### 第9表 年間の休日日数

		日数別									
		H 3000	合	計	平均	70日:	未満	平均	70~	79日	平均
産業別					日数			日数			日数
全產	業	(事業所)	628	(100)	105.4	37	(5.9)	44.2	18	(2.9)	74.5
	-	(適用労働者)	27,416	(100)		975	(3.6)		510	(1.9)	
鉱業,採石業,	砂利採取業	(事業所)	-			-	-	-	-	-	
	-	(適用労働者)	-			-			-		
建 設	業	(事業所)	64	(100)	96.1	4	(6.3)	43.3	3	(4.7)	72.8
	-	(適用労働者)	2,197	(100)		60	(2.7)		52	(2.4)	
製 造	業	(事業所)	132	(100)	105.3	8	(6.1)	41.8	-	(0.0)	-
	-	(適用労働者)	8,131	(100)		284	(3.5)		-	(0.0)	
繊 維	関 係	(事業所)	21	(100)	101.1	1	(4.8)	21.0	-	(0.0)	-
		(適用労働者)	1,134	(100)		78	(6.9)		-	(0.0)	
機械金属・	電気電子関係	(事業所)	62	(100)	107.4	3	(4.8)	41.3	-	(0.0)	-
		(適用労働者)	4,426	(100)		143	(3.2)		-	(0.0)	
そ	の他	(事業所)	49	(100)	104.5	4	(8.2)	47.3	-	(0.0)	-
		(適用労働者)	2,571	(100)		63	(2.5)		-	(0.0)	
電気・ガス・熱色	は給・水道業	(事業所)	2	(100)	98.5	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
		(適用労働者)	64	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
情 報 通	信 業	(事業所)	5	(100)	122.8	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
		(適用労働者)	114	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
運 輸 業 ,	郵 便 業	(事業所)	35	(100)	104.2	1	(2.9)	55.0	1	(2.9)	72.0
		(適用労働者)	1,484	(100)		34	(2.3)		9	(0.6)	
卸 売 業 ,	小 売 業	(事業所)	134	(100)	105.4	6	(4.5)	48.6	2	(1.5)	77.0
		(適用労働者)	5,972	(100)		96	(1.6)		30	(0.5)	
金融業,	保 険 業	(事業所)	23	(100)	118.9	1	(4.3)	25.0		(0.0)	-
	-	(適用労働者)	533	(100)		32	(6.0)		-	(0.0)	
不動産業,物	品賃貸業	(事業所)	7	(100)	110.1	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
		(適用労働者)	94	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
学術研究, 専門·技	支術サービス業	(事業所)	17	(100)	112.9	1	(5.9)	57.0	-	(0.0)	-
		(適用労働者)	411	(100)		14	(3.4)		-	(0.0)	
宿泊業,飲食	サービス業	(事業所)	35	(100)	95.3	3	(8.6)	45.3	5	(14.3)	75.4
		(適用労働者)	1,035	(100)		38	(3.7)		134	(12.9)	
生活関連サービス	文業, 娯楽業	(事業所)	16	(100)	100.1	2	(12.5)	59.5	1	(6.3)	79.0
		(適用労働者)	330	(100)		22	(6.7)		5	(1.5)	
教 育 , 学 習	支援業	(事業所)	16	(100)	117.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
		(適用労働者)	836	(100)		-	(0.0)		-	(0.0)	
医療,	福 祉	(事業所)	96	(100)	109.3	6	(6.3)	43.8	3	(3.1)	72.3
	·	(適用労働者)	4,735	(100)		186	(3.9)		58	(1.2)	
複合サービ	ご ス 事 業	(事業所)	9	(100)	104.2	1	(11.1)	23.0	-	(0.0)	-
	<u> </u>	(適用労働者)	133	(100)		16	(12.0)		-	(0.0)	
サ ー ビ	ス 業	(事業所)	37	(100)	104.0	4	(10.8)	40.0	3	(8.1)	74.3
(他に分類され	ないもの)	(適用労働者)	1,347	(100)		193	(14.3)		222	(16.5)	
※端数を四捨五入して	アルスので	し、中部の結ぶ	Th 1 +>1.	担合がも	・リキナ						

※端数を四捨五入しているので、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

														( ) は%
80~	89 目	平均 日数	90~	99日	平均 日数	100~	109日	平均 日数	110~	119日	平均 日数	120日	以上	平均 日数
35	(5.6)	86.5	73	(11.6)	95.4	200	(31.8)	105.0	103	(16.4)	114.1	162	(25.8)	126.2
841	(3.1)		2186	(8.0)		8575	(31.3)		5947	(21.7)		8382	(30.6)	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-			-			-			-			-		
15	(23.4)	87.4	13	(20.3)	94.4	20	(31.3)	104.6	1	(1.6)	114.0	8	(12.5)	126.9
321	(14.6)		349	(15.9)		672	(30.6)		235	(10.7)		508	(23.1)	
4	(3.0)	88.3	21	(15.9)	96.2	44	(33.3)	104.1	30	(22.7)	114.7	25	(18.9)	126.9
109	(1.3)		485	(6.0)		1,898	(23.3)		2,666	(32.8)		2,689	(33.1)	
1	(4.8)	88.0	6	(28.6)	96.3	8	(38.1)	104.1	2	(9.5)	113.5	3	(14.3)	125.7
11	(1.0)		120	(10.6)		363	(32.0)		99	(8.7)		463	(40.8)	
2	(3.2)	88.5	9	(14.5)	95.9	16	(25.8)	104.9	20	(32.3)	115.4	12	(19.4)	125.8
30	(0.7)		244	(5.5)		383	(8.7)		2,260	(51.1)		1,366	(30.9)	
1	(2.0)	88.0	6	(12.2)	96.7	20	(40.8)	103.5	8	(16.3)	113.3	10	(20.4)	128.6
68	(2.6)		121	(4.7)		1,152	(44.8)		307	(11.9)		860	(33.5)	
-	(0.0)	-	1	(50.0)	94.0	1	(50.0)	103.0	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-
-	(0.0)		26	(40.6)		38	(59.4)		-	(0.0)		-	(0.0)	
-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	2	(40.0)	116.0	3	(60.0)	127.3
-	(0.0)		-	(0.0)		-	(0.0)		27	(23.7)		87	(76.3)	
3	(8.6)	88.3	3	(8.6)	94.0	14	(40.0)	104.7	11	(31.4)	113.5	2	(5.7)	129.5
55	(3.7)		95	(6.4)		420	(28.3)		695	(46.8)		176	(11.9)	
4	(3.0)	85.0	18	(13.4)	94.7	54	(40.3)	105.3	24	(17.9)	113.3	26	(19.4)	124.2
74	(1.2)		661	(11.1)		3,183	(53.3)		1,053	(17.6)		875	(14.7)	
-	(0.0)			(0.0)	-	-	(0.0)	-	-	(0.0)	-	22	(95.7)	123.1
-	(0.0)		-	(0.0)		-	(0.0)		-	(0.0)		501	(94.0)	
1	(14.3)	88.0		(0.0)	-	3	(42.9)	102.7	1	(14.3)	112.0	2	(28.6)	131.5
14	(14.9)		-	(0.0)		32	(34.0)		12	(12.8)		36	(38.3)	
-	(0.0)	•	2	(11.8)	95.5	2	(11.8)	106.5	4	(23.5)	112.5	8	(47.1)	126.1
-	(0.0)		43	(10.5)		50	(12.2)		55	(13.4)		249	(60.6)	
1	(2.9)	86.0	5	(14.3)	97.2	19	(54.3)	106.0	1	(2.9)	113.0	1	(2.9)	123.0
5	(0.5)		180	(17.4)		617	(59.6)		45	(4.3)		16	(1.5)	
2	(12.5)	85.5	1	(6.3)	95.0	4	(25.0)	103.8	2	(12.5)	113.0	4	(25.0)	124.0
34	(10.3)		25	(7.6)		92	(27.9)		76	(23.0)		76	(23.0)	
1	(6.3)	81.0	1	(6.3)	95.0	5	(31.3)	104.4	1	(6.3)	110.0	8	(50.0)	133.0
128	(15.3)		10	(1.2)		170	(20.3)		49	(5.9)		479	(57.3)	
2	(2.1)	84.5	5	(5.2)	96.0	29	(30.2)	105.9	18	(18.8)	114.4	33	(34.4)	128.5
44	(0.9)		197	(4.2)		1,275	(26.9)		848	(17.9)		2,127	(44.9)	
-	(0.0)	-	1	(11.1)	93.0	1	(11.1)	108.0	3	(33.3)	113.5	3	(33.3)	124.3
-	(0.0)		11	(8.3)		20	(15.0)		46	(34.6)		40	(30.1)	
2	(5.4)	82.5	2	(5.4)	96.5	4	(10.8)	103.5	5	(13.5)	115.8	17	(45.9)	124.4
57	(4.2)		104	(7.7)		108	(8.0)		140	(10.4)		523	(38.8)	

### 第10表 休日・休暇について(事業所平均)

(単位:目)

							(平)	位: 日)
産業別	総休日日数	週休日	週休日以外			l		
				年末年始	祝日	夏期休暇	メーデー	その他
全 産 業	105.4	85.0	20.4	5.0	10.2	3.0	0.1	2.1
鉱業, 採石業, 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	96.1	72.4	23.7	6.6	10.8	4.1	0.0	2.2
製造業	105.3	80.7	24.6	6.4	11.0	4.3	0.1	2.8
電気・ガス・熱供給・水道業	98.5	49.0	49.5	6.0	9.5	2.5	0.5	31.0
情 報 通 信 業	122.8	99.4	23.4	5.8	15.0	2.6	0.0	0.0
運 輸 業 , 郵 便 業	104.2	84.5	19.7	3.9	11.1	2.6	0.1	2.1
卸 売 業 , 小 売 業	105.4	87.3	18.1	4.5	9.2	2.8	0.1	1.5
金融業,保険業	118.9	97.9	21.0	4.4	14.3	1.5	0.0	0.8
不動産業,物品賃貸業	110.1	88.1	22.0	5.1	10.7	4.6	0.4	1.1
学術研究、専門・技術サービス業	112.9	89.5	23.4	6.5	12.8	3.2	0.1	0.9
宿泊業、飲食サービス業	95.3	86.9	8.4	1.3	2.4	1.1	0.0	3.5
生活関連サービス業、娯楽業	100.1	89.8	10.3	2.6	6.4	1.2	0.0	0.2
教 育 , 学 習 支 援 業	117.0	87.3	29.8	6.9	13.4	5.7	0.1	3.7
医療,福祉	109.3	91.3	18.0	4.1	9.9	2.0	0.0	2.1
複合サービス事業	104.2	83.5	20.7	4.0	15.0	1.7	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	104.0	82.3	21.7		11.9	3.1	0.1	1.4

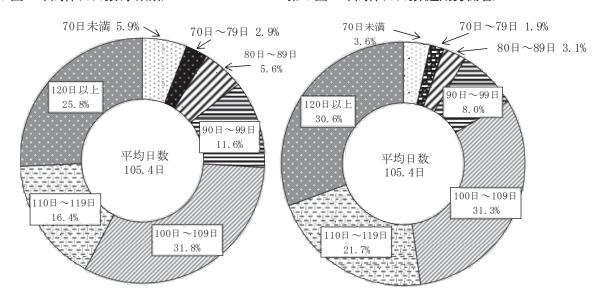
<sup>※</sup>単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

### 第 11 表 年休·所定内労働時間(事業所平均)

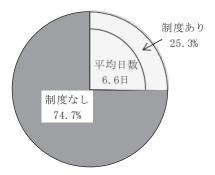
ote We rul		年休の一人平		1日の第	労働時間	1週の労	が働時間
産業別	均付与日数 (日)	均消化日数 (日)	均消化率 (%)	(時間)	(分)	(時間)	(分)
全 産 業	16.0	6.1	37.9%	7	46	39	39
鉱業,採石業,砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	15.3	5.8	37.8%	7	36	40	18
製	16.1	6.7	41.3%	7	47	39	23
電気・ガス・熱供給・水道業	19.4	6.1	31.4%	7	30	38	50
情 報 通 信 業	18.1	8.6	47.3%	7	54	41	6
運 輸 業 , 郵 便 業	16.1	6.2	38.6%	7	58	40	27
卸 売 業 , 小 売 業	16.5	4.8	29.0%	7	45	39	38
金融業,保険業	18.0	8.9	49.5%	7	33	37	45
不動産業,物品賃貸業	17.1	6.6	38.3%	7	47	39	21
学術研究、専門・技術サービス業	16.2	7.2	44.3%	7	43	39	46
宿泊業、飲食サービス業	13.3	3.6	27.3%	7	55	40	41
生活関連サービス業、娯楽業	15.2	7.3	47.6%	7	38	39	29
教育,学習支援業	15.0	6.0	40.3%	7	50	38	59
医 療 , 福 祉	15.7	6.6	42.0%	7	51	39	46
複合サービス事業	17.9	5.5	30.8%	7	43	39	4
サービス業 (他に分類されないもの)	15.9	6.5	40.9%	7	38	38	59

### 第5図 年間休日日数(事業所)

### 第6図 年間休日日数(適用労働者)



第7図 年次有給休暇の計画的付与の状況



第 12 表 労働協定(36 協定)の締結

項目	事業所数
締結している	572 ( 88.8%)
締結していない	72 ( 11.2%)
合 計	644 ( 100.0%)

第13表 特別条項付きの労働協定(36協定)の締結

項目	事業所数
締結している	402 ( 63.3%)
締結していない	233 ( 36.7%)
合 計	635 ( 100.0% )

第14表 1カ月の特別の延長時間

項目	事業所数
~45時間	191 ( 48.5%)
46~50時間	24 ( 6.1%)
51~60時間	39 ( 9.9%)
61~70時間	23 ( 5.8%)
70~80時間	89 ( 22.6%)
81~100時間	18 ( 4.6%)
101~	10 ( 2.5%)
合 計	394 ( 100.0%)

第15表 育児休業制度について

項	E	事	業別	<b></b>	うち従業員	数	100人以下	うち従業員	数 :	101人以上
就業規則等~	への定めあり	555	(	86.3%)	506	(	85.2%)	49	(	100.0%)
就業規則等~	への定めなし	88	(	13.7%)	88	(	14.8%)	0	(	0.0%)
合	計	643	(	100.0%)	594	(	100.0%)	49	(	100.0%)

### 第16表 育児休業の取得状況

### 集計対象事業所で平成28年度に育児休業を取得した労働者数

	対象者数	取 得	者 数
男性	709 人	14 人	( 2.0%)
女性	535 人	486 人	( 90.8%)
合計	1,244 人	500 人	( 40.2%)

### 第17表 育児のための所定外労働の免除制度

	項目	事	業別	<b></b>	うち従業員	数	100人以下	うち従業員	数	101人以上
就業	規則等への定めあり	454	(	71.9%)	408	(	70.1%)	46	(	93.9%)
	子が3歳に達するまで	275	(	43.6%)	243	(	41.8%)	32	(	65.3%)
	小学校に入学するまで	141	(	22.3%)	130	(	22.3%)	11	(	22.4%)
	小学校に入学した後も利用可能	38	(	6.0%)	35	(	6.0%)	3	(	6.1%)
就業	規則等への定めなし	177	(	28.1%)	174	(	29.9%)	3	(	6.1%)
	슴 計	631	(	100.0%)	582	(	100.0%)	49	(	100.0%)

### 第18表 育児のための短時間勤務制度について

	項目	事	業別	<b></b>	うち従業員	数 ]	100人以下	うち従業員	数]	01人以上
就業	規則等への定めあり	467	(	74.1%)	420	(	72.2%)	47	(	97.9%)
	子が3歳に達するまで	288	(	45.7%)	261	(	44.8%)	27	(	56.3%)
	小学校に入学するまで	109	(	17.3%)	95	(	16.3%)	14	(	29.2%)
	小学校に入学した後も利用可能	52	(	8.3%)	49	(	8.4%)	3	(	6.3%)
	その他	18	(	2.9%)	15	(	2.6%)	3	(	6.3%)
就業	規則等への定めなし	163	(	25.9%)	162	(	27.8%)	1	(	2.1%)
	合 計	630	(	100.0%)	582	(	100.0%)	48	(	100.0%)

### 第20表 子の看護休暇制度について

	項目	事	業別	<b></b>	うち従業員	数 ]	00人以下	うち従業員	数 1	01人以上
就業	規則等への定めあり	438	(	68.8%)	394	(	66.9%)	44	(	91.7%)
	小学校に入学するまで	384	(	60.3%)	346	(	58.7%)	38	(	79.2%)
	小学校に入学した後も利用可能	54	(	8.5%)	48	(	8.1%)	6	(	12.5%)
就業	規則等への定めなし	199	(	31.2%)	195	(	33.1%)	4	(	8.3%)
	合 計	637	(	100.0%)	589	(	100.0%)	48	(	100.0%)

### 第21表 子の看護休暇の取得者数

	取得者数			
	以付付 奴	5日未満	5~10日	11日以上
男 性	96 人	80 人	14 人	2 人
女 性	318 人	235 人	67 人	16 人
合 計	414 人	315 人	81 人	18 人

※割合については、端数を四捨五入しているため、合計と内訳の値が一致しない場合があります。

### 第23表 介護休業制度の就業規則等への規定状況

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	510 ( 79.1%)	461 ( 77.5%)	49 ( 98.0%)
就業規則等への定めなし	135 ( 20.9%)	134 ( 22.5%)	1 ( 2.0%)
合 計	645 ( 100.0% )	595 ( 100.0% )	50 ( 100.0% )

### 第24表 介護休業の取得状況

### 集計対象事業所で平成28年度に介護休業を取得した労働者数

男性 13人 女性 21人 合計 34人

### 第25表 介護を行う労働者のために設けている休業以外の措置(複数回答)

項目	事業所数
休業以外の制度を設けている事業所	422 ( 66.4% )
1日の所定労働時間を短縮する制度	363 ( 57.1% )
週又は月の所定労働時間を短縮する制度	66 ( 10.4% )
週又は月の所定労働日数を短縮する制度(隔日勤務・特定曜日勤務等)	28 ( 4.4%)
労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度	40 ( 6.3%)
フレックスタイム制	30 ( 4.7%)
始業・就業時刻の繰下げ・繰上げ	136 ( 21.4% )
労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度	8 ( 1.3%)
制度なし	214 ( 33.6%)
合 計	636

### 第26表 介護休暇制度について

項目	事業所数	うち従業員数100人以下	うち従業員数101人以上
就業規則等への定めあり	463 ( 72.7%)	417 ( 70.9%)	46 ( 93.9%)
就業規則等への定めなし	174 ( 27.3%)	171 ( 29.1%)	3 ( 6.1%)
合 計	637 ( 100.0%)	588 ( 100.0% )	49 ( 100.0% )

### 第27表 高年齢者の雇用形態(複数回答)

	項目	事業所数
高年	齢者を雇用している事業所	433 ( 66.9% )
雇	正社員	130 ( 20.1% )
用用	契約社員	140 ( 21.6%)
形	パートタイマー	254 ( 39.3% )
態	その他	33 ( 5.1%)
高年	齢者を雇用していない	214 ( 33.1%)
	合計	647

### 第28表 就業形態変更制度の有無

項	I	事	業所	数
ある		165	(	26.7%)
一部ある		162	(	26.2%)
ない		292	(	47.2%)
合	計	619	(	100.0%)

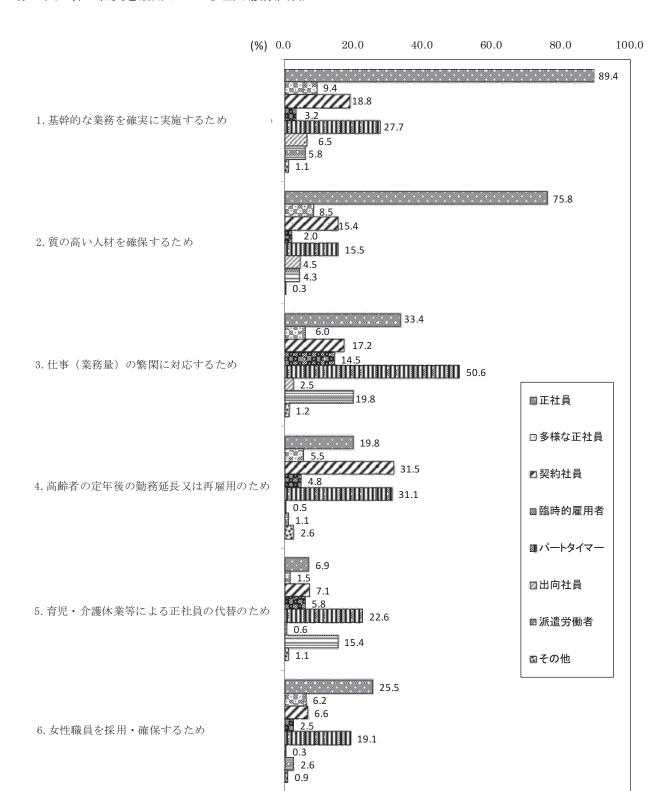
### 第29表 正社員登用制度の有無

### 第30表 雇用管理の見直しについて

項	目	事	業月	斤数
あ	3	314	(	51.2%)
ない	<i>(</i> )	299	(	48.8%)
合	計	613	(	100.0%)

項	E	事	業別	<b></b>
考えて	いる	292	(	49.0%)
考えてい	ハない	304	(	51.0%)
合	計	596	(	100.0%)

### 第8図 非正社員を活用している理由(複数回答)

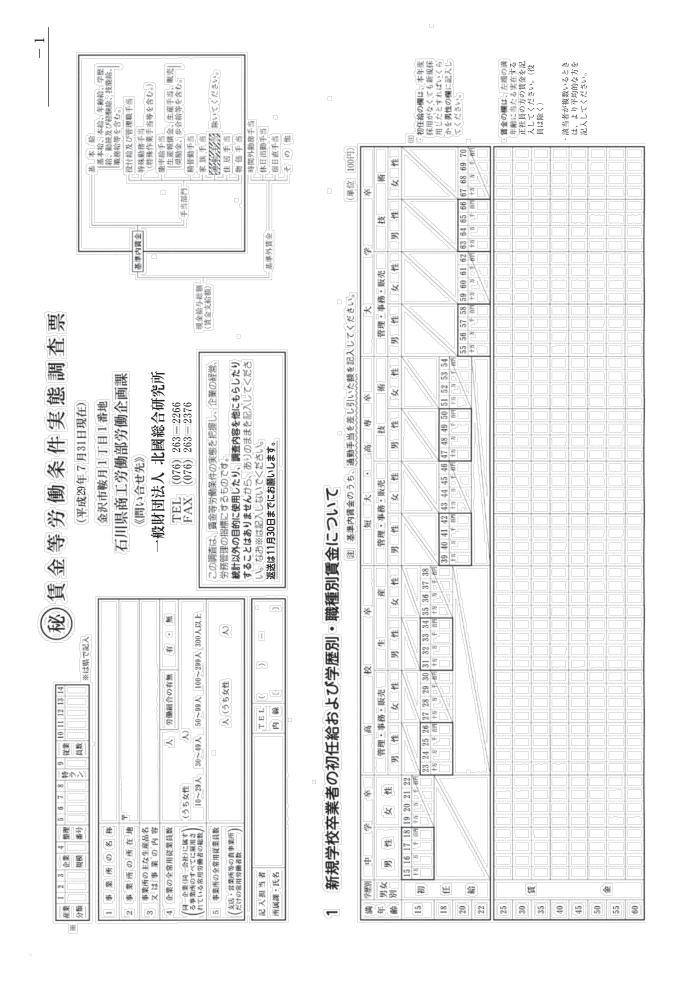


第31表 非正社員等の正社員化の実績

() は%

	正社員登		正社員	員化した非	正社員の数	(人)	( ) (1,70
区分	用実績事 業所数		契約 社員	臨時的 雇用者	ハ゜ートタイマー	出向 社員	派遣 労働者
全産業	310	1,438	376 (26.1)	11 (0.8)	135 (9.4)	239 (16.6)	677 (47.1)
鉱業,採石業,砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-
建設業	21	21	16 (76.2)	(19.0)	(4.8)	(0.0)	(0.0)
製造業	53	1,080	160 (14.8)	(0.0)	(2.0)	236 (21.9)	662 (61.3)
卸売業,小売業	68	167	89 (53.3)	(1.2)	72 (43.1)	(0.6)	(1.8)
金融業,保険業	14	21	20 (95.2)	0	- 0	- 0	(4.8)
運輸業,郵便業	19	17	15 (88.2)	- 0	(5.9)	- 0	(5.9)
電気・ガス・熱供給 水道業	1	1	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
情 報 通 信 業	4	7	(100.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)	(0.0)
不動産業,物品賃貸業	0	0	0	- 0	0	- 0	0
学術研究,専門・技術サービス業	5	2	0	- 0	(100.0)	0	0
宿泊業、飲食サービス業	27	31	14 (45.2)	- 0	17 (54.8)	- 0	- 0
生 活 関 連サービス業,娯楽業	11	12	10 (83.3)	- 0	(8.3)	- 0	(8.3)
教育, 学習支援業	8	14	14 (100.0)	- 0	- 0	- 0	- 0
医療,福祉	59	52	25 (48.1)	(1.9)	17 (32.7)	(3.8)	7 (13.5)
複合サービス事業	6	6	(33.3)	(33.3)	(0.0)	(0.0)	(33.3)
サービス業 (他に分 類されないもの)	14	4	(25.0)	1 (25.0)	(50.0)	(0.0)	(0.0)

<sup>※</sup>端数を四捨五入するため、合計と内訳が一致しない場合があります。



# 0

7,
開樹
99
時間

(注)所定内労働時間とは、始業時刻から終業時刻までの時間から昼休み等の休憩時間を差し引いた時間です。

### 所定外労働時間について က

(1) 時間外労働に労働協定 (36協定)を締結していますか。

締結していない	2
締結している	1

(2) 特別条項付きの36協定を締結していますか。

締結していない	2	
締結している	1	

36 協定で定めている 1ヵ月の特別の延長時間に該当する番号に○印をつけて下さい。 (3) (2)で「締結している」と回答された場合、お答え下さい。

	寺間	寺間	寺間	- 全間	自組	
~ 45 時間	46~50時間	鼠紬 09 ~ 12	目 ~ 20 時間	71~80時間	81~100 時間	$\sim 101 \sim$
1	2	3	4	5	9	7

## 休田・休暇について

(1) 週休制はどうなっていますか。(該当するものの番号に○印をつけてください。)

実質的に完全週休2日制まり休日日数が多いもの	6	
通	# #	8
通休	1 H	7
	その他 (注1)	9
歪	月1回	5
Ш	月2回	4
₩	頸壁	3
剄	月3回	2
	公全	1

(母) 時期や職種等によって異なる場合は、より多くの従業員に適用されるものをご回答ください。 (注1) 月3回、隔週、月2回、月1回の選体2日制の他、3動1体、4動1体等実質的に完全週体2日制より休 日日数が少ない場合に選択してください。

(2) 有給休暇について (繰り越し日数は含めないでください。)

① 1年の年次有給休暇の1人平均付与日数は何日ですか。

1年の年次有給休暇の1人平均消化日数は何日ですか。 (2)

年次有給休暇の計画的付与をしていますか。 (該当する番号に○をつけてください。) 計画的付与をしている場合は年間何日ですか。 (m)

1 している 2 していない (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの一年間にどのような休日・休暇がありま したか。下記の表に記入してください。 ⑭ 年次有給休暇を利用した休暇は除いてください。

  1月1日、週休日を含む。	——··1月1日を除き15日あります。		日 - 通休日 (土・日など) から①~⑤の休日が - 東大・ペロダキ級、デロコーディメネ、、	開発の公式の数式を20mmである。 日曜日 52日 (名本) かみかけらい 941Mロ		□ ・年間休日日数になります。
① 年末年始(1月1日を含む)	② 国民の祝日(1月1日を除く)	③ 夏季休暇	⊕  - <del>   </del>	⑤ その他 (創立記念日、ゴールデンウィーク等)	⑥ 週休日 (週のうち定まった休業日の年間総数)	合 計 (①+②+③+①+⑤+⑥)

### 介護休業制度等について ဖ

介護休業制度を就業規則等に定めていますか。 Ξ

育児休業制度を就業規則等に定めていますか。

0

定めあり

育児休業制度等について

വ

定めなし	2

) 育児休業制度とは、原則として1歳未満の子を養育するために男女労働者が取得できる休薬制度をいい、労働 基準法上の産前産後休業、育児時間とは別の制度です。 纽

(2) 出産した者又は配偶者が出産した者及び、そのうち育児体業を取得した者は何人いますか。

7	平成28年4月1日から平成29年3月31日まで	女性	男性
	の出産者数(配偶者が出産した男性を含む)		Y ⊗ Y
П	イのうち平成29年3月31日までの間に育児休	女性	男性
	業を開始した者の数	Y ⊚	Υ ® Υ

(3) 子の看護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

4 4 0		e
Q	子が小学校入学した後も利用可能	2
#8	子が小学枝	
B	学するまで	
纽	子が小学校に入学するまで	-

(田)子の看護体報制度とは、労働基準法上の年次有給体観とは別に、育児・介護体業法に定められている病気・けがをした子の看護、子の予防接種・健康診断等のために取得できる体報制度をいいます。

(4) 子の看護休暇を取得した者は何人ですか。

(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間)

	~	$\prec$
抽	~	Ì
11日以上	<b>Y</b>	Υ ·
901∼9	~	~
5日未満	~	~
	女    在	靵
	λ	用

育児のための所定外労働の免除制度を就業規則等に定めていますか。 (2)

	定めなし	4
9	子が小学校入学以降も 利用可能	8
ଛ	子が小学校入学前まで	2
进	子が3歳に達するまで	1

(6) 育児のための短時間勤務制度を設けていますか。

	制度はない	S
	その他	4
\$	子が小学校入学以降も 利用可能	က
度が	子が小学校入学前まで	2
闸	子が3歳に達するまで	_

家族の介護のため介護休業を取得した者は何人ですか。

(2)

9

』 介護体業制度とは、育児・介護体業法に定められている要介護状態にある家族の介護を行う労働者が取得でき る体業制度をいいます。

定めなし

定めあり

(平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間)

<b>≺</b>	
女性	
$\prec$	
男性	

(4) 同一労働者が期間内に2回利用した場合は、2人として計上してください。

(3) 介護休暇制度を就業規則等に定めていますか。

定めなし	2
定めあり	1

(2) 今課体限制度とは、労働基準法上の年次有給体限とは別に、育児・介護体業法に活められている要介護外護にある家族の介護や世話を行う労働者が取得できる短期の体験削度をいい、介護体業制度とは別の制度になります。

(4) 介護を行う労働者のための休業以外の措置は、どのような制度を設けていますか。

र⊏		172	Ξ.	X	X	5働1	7	継	797
制度がある	-	(設けている制度すべての番号に○印をつけてください。)	1日の所定労働時間を短縮する制度	週又は月の所定労働時間を短縮する制度	<b>よ月の所定労働日数を</b> 矩	者が個々に勤務しない日	フレックスタイム制	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ	此次:如田十7 人群山
制度はない	2	:〇印をつけてください。)	ころ制度	5縮する制度	過又は月の所定労働日数を短縮する制度(隔日勤務、特定曜日勤務等)	労働者が個々に勤務しない日又は時間を請求することを認める制度		東下(げ	世国 4年 かいきょう 日田 の 日本 ター・ 日本 アイ田 子 子田 子子 田 子子 田 子子 田 子子 田 子子 日本 日本 子子 日本 日本 子子 日本 日本 子子 日本 日本 子子 アイ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

## 高年齢者の雇用について

貴事業所では66歳以上の高年齢者を雇用していますか。

	雇用している	雇用していない
	Water Control	2
-	(雇用形態に該当するすべて	雇用形態に該当するすべての番号に○印をつけてください。)
1_	正社員	
63	契約社員	
00	パートタイマー	
~	その色	

(注) 各雇用形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

## 雇用管理について

ω

※各就業形態の区分については、別添の記入要領を参考にご回答ください。

(1) 御社の雇用管理における厳業形態についてお聞きします。各競業形態ごとに導入している理由をそれぞれ該当するものに○印をつけて下さい(複数回答可)。

その他						
派 造労働者						
出向社員						
臨時的 パート 雇用者 タイマー						
臨時的 雇用者						
契約社員						
正社員 多様な 正社員**						
正社員						
就業形態 活用理由	基幹的な業務を 確実に実施する ため	質の高い人材を 確保するため	3 仕事 (業務量)の 繁開に対応する ため	1 高齢者の定年後 の勤務延長又は 再雇用のため	5 育児・介護休業 等による正社員 の代替のため	3 女性職員を採用・ 確保するため
治		2	က	4	2	9

※正社員と比べ、配置転換や転勤、仕事内容や勤務時間などの範囲が限定されている正社員

(2) 社員の希望に従って(1)でお聞きした就業形態を変更する制度等はありますか。

(の)(ののでで)(の)(つ)	いな	8
していた。これで、一つでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	と全堤—	2
	ある	1

(3) 契約社員等(※)を正社員又は多様な正社員として登用する制度はありますか。

いな	2
\$3	1

※正社員または多様な正社員を除く労働者

(4) (3)で「ある」と回答したうち、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの実績があれば、その人数を記入してください。

\ 	\   	~	<b>イ</b>
派遣労働者	出向社員	パートタイマー	臨時的雇用者

(5) 御社において、人材確保の観点から7(1)~(3)といった雇用管理のあり方を、今後見直すことをお考えですか。

考えていない	2
考えている	1

御協力ありがとうございました。同封の返信用封筒にてご返送願います。 (返信郵便料金は当方で負担いたします。) \*

### 石川県の賃金等労働条件実態調査結果報告書

平成30年3月 発行

石川県商工労働部労働企画課

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

電話: 076-225-1531 FAX: 076-225-1534

http://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/index.html

### 石川県職業能力開発プラザ、

### 「働きたい人」「働く人」を応援します

- ・職業能力開発・労働問題・労務管理の相談
- ・ 内職情報のご案内
- ・総合労働相談会を毎月第3水曜日13:30~16:00 に開催

### ホームページ

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/

### 携帯サイト

https://www.pref.ishikawa.lg.jp/roudou/syokunou-p/index.html

pzinfo@pref.ishikawa.lg.jp



〒920-0862 金沢市芳斉 1 丁目 15 番 15 号

Tel. 076-261-1400(代) Fax. 076-261-1402

●JR 金沢駅兼六園口より徒歩約8分 ●北鉄「三社」バス停より徒歩1分開所日時 月~金8:30~17:00 (日・祝・年末年始除く)